

『コンプライアンス宣言』

制定:平成21年4月1日

福島商事株式会社

福島商事は、企業理念および企業行動憲章に定めるとおりコンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題と位置付け、確固たる倫理観と誠実さに基づき、社内態勢の整備を進めるとともにコンプライアンス重視の企業風土を確立するために以下の通り宣言します。

1. 福島商事の役職員は、お客様や株主・取引先および地域社会の信頼に応えるため、コンプライアンスをすべての行動の基本とし、法令・社会的規範および社内規程等を厳正に遵守します。
2. 福島商事の役職員は、お客様との保険取引に際して、保険業法をはじめとする関連法令等に関する知識の向上に努め、「勧誘方針」に基づいた勧誘を行うとともに、適正な業務処理を行います。
3. 福島商事の役職員は、お客様に関する情報管理の重要性を認識し、「個人情報保護宣言」を定めてこれを遵守し、情報の取扱いには細心の注意を払って外部への漏洩等が発生しないよう適切に管理します。
4. 福島商事の役職員は、お客様や事業に関わる関係者の声を重視して双方向のコミュニケーションを進め、相互理解と経営の透明性を高め信頼の向上に努めます。
5. 福島商事の役職員は、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に向け組織内コミュニケーションを活発にし、風通しの良い職場づくりに努めます。
6. 福島商事の役職員は、反社会的勢力等に対しては常に毅然とした態度で臨み、万一、反社会的勢力等が介入してきた場合は、関連部署および警察当局等と連携し、適切な処置を実施します。
7. 福島商事は、役職員が本宣言に反して違法行為等を行った場合には、事実関係の調査、発生原因の分析、改善対応策の策定、保険会社及び監督当局等への届出、関係者の処分等、社内ルールに則って厳正な措置を講じます。